

**まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認について**

**輸入注意事項 30 第 2 号 (30.3.6)**

上記貨物を輸入しようとする者は、平成 30 年 4 月 1 日以降、下記により農林水産大臣の確認書の交付を受けてください。

記

**1 対象貨物**

船舶により輸入するまぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）

**2 受付期日**

毎週火曜日と木曜日の午前 10 時から午前 11 時 45 分まで及び午後 1 時 30 分から午後 3 時まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる日）を除く。

**3 提出書類**

- (1) まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認申請書（別紙様式 1）1 通及びその写し 2 通
- (2) まぐろの種類別数量、原産地、船積地域及び船積港が確認できる書類（船荷証券等の写し及びインボイス又は契約書等の写し） 各 1 通
- (3) 当該貨物を漁獲した漁船ごとに、次に定める書類（ただし、当該貨物が畜養されたものの場合、①から⑤の書類の提出は不要。）
  - ① 当該貨物を漁獲した漁船の船舶国籍証書の写し 1 通
  - ② 当該貨物を漁獲した漁船の船籍が過去に変更されたことがあるものについては、前船籍の船舶国籍証書の写し 1 通
  - ③ 当該貨物を漁獲した漁船が、台湾、中国、フィリピン又はインドネシア船籍の超低温冷凍大型はえ縄漁船の場合には、以下の書類の写し 1 通
    - (ア) 台湾船籍の場合  
台湾区遠洋鮪漁船魚類輸出業同業公會発行の「冷凍鮪生魚片証明書」
    - (イ) 中国船籍の場合  
当該漁船の船主が IUU 漁船の船主と無関係であることを証する中華人民共和国農業部漁業局の証明書
    - (ウ) フィリピン船籍の場合  
OPRT Philippines, Inc. 発行の「Certificate of Proper Philippine Tuna Products」
    - (エ) インドネシア船籍の場合  
Indonesia Tuna Association 発行の「Certificate of Proper Indonesian Tuna Products」
  - ④ 当該貨物を漁獲した漁船の所有者と使用者が異なる場合は、そのことが確認できる書類

(チャーター契約書等)の写し 1通

- ⑤ 当該貨物を漁獲した漁船が大型まぐろ漁船であって、当該貨物が大西洋（地中海を含む。以下同じ）、東部太平洋、インド洋若しくは中西部太平洋の洋上又は当該海域に沿う港内において運搬船に転載された場合は、ICCAT、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）又は中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）が規定する転載申告書（Transshipment Declaration）の写し 1通
- ⑥ 当該貨物（ただし蓄養されたものを除く。）を漁獲した漁船が操業した海域が大西洋、東部太平洋、インド洋又は中西部太平洋の場合、関係する地域漁業管理機関のホームページの漁獲許可船リストに掲載された漁船情報の写し 1通  
蓄養されたものである場合、地域漁業管理機関のホームページの正規蓄養場リストに掲載された蓄養場に係る情報の写し 1通
- ⑦ 「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成8年法律第101号）第10条の規定に基づく報告の徴収について」（平成30年3月6日付け農林水産省指令29水管第2886号）に基づく報告書の写し 2通

(注) 上記提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

#### 4 交付の基準

漁獲若しくは蓄養された海域又は魚種を管理する地域漁業管理機関が講じる資源管理措置に反しない貨物である場合に、確認書を交付する。

#### 5 確認書の交付

3（1）の確認申請書（別紙様式1）に基づき、確認書（別紙様式2）を交付する。

#### 6 提出先

水産庁資源管理部漁業調整課

[別紙様式1]

まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認申請書

農林水産大臣 殿

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

申請年月日 \_\_\_\_\_

次の輸入の確認を申請します。

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数 量	原産地
			船積地域及び船積港
			kg
備 考			

※水産庁業務欄		
受付番号	確認番号	確認年月日

## II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
	商品別合計数量 (kg)				

- (注) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 2 当該申請書は、原産地別、当該貨物を日本へ運送する船（漁船、運搬船及びコンテナ船）別に作成すること。
- 3 「I 輸入の内容」の数量欄は商品名（魚種名。例えばきはだまぐろ）ごとに記入すること。
- 4 船積地域（又は船積港）が2地域（又は2港）以上の場合には、それぞれの船積地域（又は船積港）を併記すること。
- 5 「II 輸入の内訳」については、漁獲した漁船毎に輸入する商品名（魚種名）、数量を記載すること。また、漁船名毎に番号を付すこと。5行を超える場合は、適宜、行数を増やすこと。

[別紙様式2]

まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認書

申請者名 \_\_\_\_\_

このことについて、申請者からの次の申請について、確認を行ったことを通知する。

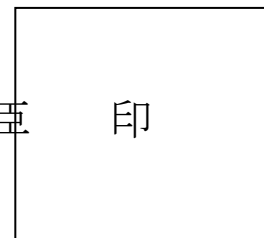
確認番号： \_\_\_\_\_

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
		kg	船積地域及び船積港
備考			

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 印



(裏面)

通 関

税関申告番号 及び申告年月日	送状数量	許可又は承認年月日 及び税関押印